

## 行政手続のオンライン化について

教育庁所管の行政手続のうち、ふくおか電子申請サービスを利用する環境が整ったものについて、福岡県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年3月29日福岡県条例第12号）の規定に基づきオンライン化するもの。

### 1 オンライン化する手続・・・指定管理者の指定申請を行う手続（対象施設は下記14施設）

根拠条項		対象施設名	所管課
九州歴史資料館条例	第10条第1項	求菩提資料館	文化財保護課
		甘木歴史資料館	
		柳川古文書館	
福岡県都市公園条例	第17条の3 第1項	旧福岡県公会堂貴賓館	
福岡県立体育・スポーツ施設条例	第7条第1項	福岡県立スポーツ科学情報センター	体育スポーツ健康課
		福岡県立総合プール	
		福岡県馬術競技場	
		福岡県立総合射撃場	
福岡県立久留米スポーツセンター条例	第4条第1項	福岡県立久留米スポーツセンター	
福岡県青少年科学館条例	第4条第1項	福岡県青少年科学館	
福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例	第125条の3 第1項	福岡県立社会教育総合センター	社会教育課
	第131条の3 第1項	福岡県立英彦山青年の家	
	第133条の4 第1項	福岡県立社会教育総合センター 少年自然の家	
		福岡県立少年自然の家「玄海の家」	

### 2 運用開始予定日

令和4年7月1日

### 3 オンライン化による効果

手続に係る書類を県の窓口へ直接提出又は郵送する必要がなくなり、インターネットを通じて手続を行うことができるため、利便性の向上が図られる。（従来どおり、紙での提出も可能。）